

「運動部活動に係る活動方針」

校番（24）呉市立豊浜中学校

1 基本方針

- (1) スポーツに親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養を目指す。
- (2) スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。

2 適切な運用のための体制

- (1) 各運動部顧問は「月間の活動計画」を作成する。
- (2) 活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 呉市教育委員会が策定した「運動部活動の方針」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 広島県教育委員会が作成した、「学校における体育活動等による事故の防止について」及び「魅力ある運動部活動の在り方」に基づいて安全指導・安全管理に努める。

4 適切な休養日等の設定

- (1) 休養日
 - ・学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。
なお、平日は定時退校日（原則水曜日）と併せて少なくとも1日、日曜日（以下「週末」という。）を休養日とし、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
 - ・長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。ただし、部活動を教師の正規の勤務時間内に行うことにより、部活動を行った日においても教師の定時退校が可能であることから、部活動単位で設定することも可能とする。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (2) 活動時間（スポーツ活動をしている時間をいう）
1日の活動時間は、平日では2時間程度、休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

5 学校単位で参加する大会等

- (1) 運動部が参加する大会は、学校体育団体の主催若しくは共催する大会とする。それ以外の大会への参加については、スポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮する。

6 熱中症対策

- (1) 暑さ指数（WBGT）が31℃以上の時間帯は、運動を野外・屋内を問わず中止する。
- (2) 暑さ指数（WBGT）については、環境省のホームページ「熱中症予防サイト」にある呉市蒲刈地点の指数を基に判断する。
- (3) 中体連の大会等は、開催するか否かは主催者の判断とし、開催する場合は、参加生徒にこまめな水分・塩分補給や休憩を取らせる等、生徒の健康管理を徹底する。また、観戦者の軽装や帽子の着用などを呼びかける。
- (4) 1時間に2～3回程度の休憩時間を設け、早めの給水を行わせるとともに、健康状態を確認する。

7 感染予防対策

- (1) 部活開始前
 - ・出席の確認と健康観察，手洗いを実施する。
 - ・体調不良の生徒は参加を見合わせ，自宅で休養させる。
 - ・使用する用具等の消毒を行う。
- (2) 活動中
 - ・密集する活動や近距離で組み合ったり，接触したりする活動にならないように顧問の指導のもと距離を取って活動していく。
 - ・使用する用具等については生徒間で不必要に使い回しをしないようにする。
 - ・マスクは体育の授業と同様に着用の必要はない。咳エチケットを励行させる。
- (3) 部活動終了後
 - ・健康観察，手洗いを実施する。
 - ・使用した用具等の消毒を行う。
- (4) その他
 - ・感染状況に応じながら，部活動の日程を調整していく。
 - ・部室等の利用については，換気をしながら短時間の利用とし，一斉の利用は避ける。